歴史からたどる漁業制度の変遷

――漁業組合の設立――

主任研究員　田口さつき

1　政府は漁業者の自主ルールを尊重

漁業協同組合の前身の１つは、漁業組合といわれる。この漁業組合の設立には、明治維新後に、諸藩の下で行われてきた慣行規約がなくなったものと漁業者に受け止められ、漁業の現場で多くの紛争などが生じたことが深く関わっている。

農商務省は、漁業取締りに統一的な法律が必要と考えた。その前段階として、同省は「まず捕魚採藻の季節、漁具漁法の制限等、実業上利害の関係最適なるものについて各地に民約を結ばせ」るため、1886年（明治19年）に漁業組合準則（農商務省令第７号）を公布した。

漁業組合準則を策定する過程で、既に同業者組合準則(注1)に則（のっと）り結成された漁業組合が参考にされた。特に、東京湾では、江戸時代に漁業者の協議により成立した議定書（漁具漁法の制限などを定めたもの）が明治以降ないがしろにされ漁業の秩序が崩れたことへの反省から、1881年に東京府、神奈川県、千葉県の漁業者代表により、「東京内湾組合漁業契約証」が作成された。政府は、このような事例を受けて、漁業者の合意により作られたルール（自主ルール）による漁場管理を尊重した。

こうした経緯から作られた漁業組合準則は、漁業者に対して、区画(注2)を定め、組合を設け、規約を作り、さらに管轄庁の認可を請うよう求めた。こうした手続きを経ることで、漁業者が作った規約の正当性を管轄庁が保証する格好となった。その規約は、同業組合準則の規約の項目に加えて、自主ルールの要素（下記一覧の項目８～10）を盛り込むよう定められた。なお、「６　違約者の処分方法」により、自主ルールの違反者に制裁を組合として行うことができた。当該組合に属していない者については、漁業組合準則後にできた各府県の漁業取締規則により、漁業をする者は漁場のある地域の漁業組合の規約を守ることが義務づけられた。また、漁業取締規則には罰則も用意されていた。(注3)

漁業組合準則の規約の内容（第５条）

1　組合の名称及び事務所の位置
2　組合の目的
3　役員選挙法及び権限
4　会議に関する規定
5　加入者及び退去者に関する規定
6　違約者の処分方法
7　費用の徴収及び賦課法
8　捕魚採藻の季節を定める事
9　漁具漁法及び採藻の制限を立てる事
10　漁場区域に関する事
11　前項の他、組合において必要となす事項

2　漁業組合の業務

農商務省「水産業諸組合要領」によると、漁業組合は、公布から６年後の1892年に36道府県(注4)で、541組合が存在していた。そのうち、４割を超える組合が２か村以上を区域としていた。その一方、鹿児島県、山口県、北海道では、１村１組合の割合が高かった。

漁業組合は、「漁業規制による漁場秩序の維持を目的とする漁場取締役・公共組合的（岩手県漁業史313頁）」な組織であり、組合員の出

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

資に基づき、共同で購買などの事業を行うことは想定されていなかった(注5)。

ただし、準則に掲げている漁具漁法等の制限のほかに、①漁船漁具の改良、②水族繁殖保護、③水夫(乗組員)の雇用の事務手続き、④遭難者救助、⑤地域の安寧の保持といった事業を規約に入れた組合もあった。

具体的な内容は、②の繁殖保護については、採捕の制限禁止、禁止漁具や禁漁期間、保護区域を定めることに加え、魚付林の維持である。また、③の事務手続きとは、組合員が乗組員を雇うときは組合が鑑札を交付し、雇用期間中に他の漁業者の下で働くことを防ぐというものである。④は遭難者救助のため、気象を通報する人を配置した。また、遭難船を助けるために出船した人には報酬を与え、奨励した。⑤の地域安寧は、組合員が貯蓄を行い、これを漁民のなかの貧困者に与える(もしくは長期貸付を行う)というものである。さらには、人工孵化による魚類繁殖や漁船漁具の改良製造の試験といった事業も行われていた。③を除き、当時から現在の漁協で行われている事業が始まっていたことがわかる。

組合運営のための費用は、組合が組合員から漁獲物の幾分かを徴収し、その代金から賄っていた。組合員一人当たりの運営費用は、北海道が33銭5厘(注6)で最も多かった。

3　新たな紛争が発生

こうして漁業組合が設立され、組合内で紛争処理ができるようになった。しかし、紛争はやまなかった。それは、新しい漁具・漁法の導入による対立(注7)や県境での漁場紛争が増えていったからである。

そして、「各種漁業を各府県を基準として取締まることは、漁業に関する権利義務の関係を確立すると云ふ点からしても、漁業に関する取締りを統一する点から云っても、種々遺憾の点が多いので、漸く統一的漁業法典の制定を要望する声が高まった(片山(1937))。」

また、もともと農商務省は漁業組合準則公布時に「時期の熟するを待て一定の法規を布く」予定だった。実際に、谷干城農商務省大臣を含め6名は、1886年から欧米を1年かけてまわり、各国の漁業制度について情報を収集した。このような農商務省の調査に加え、1893年(明治26年)に貴族院議員であった村田保氏の帝国議会への漁業法案提出により、漁業制度の立法作業が本格化した。

この村田私案の中にも漁業組合という文言があり、以後、漁村維持のため、漁業組合はどのような権利を有し、義務を負うべきなのかが検討されていくのである。

(注1)同業者組合準則は、農商工業者に対し粗悪品の流入などを防止するため、同業者が組合を作り規約を結び、営業上の弊害を正すことを目的に1884年に農商務省から公布された(農商務省令第37号)。
(注2)同業者組合準則では管内について「地区を定め」とあるが、漁業組合準則では「区画を定め」と水面についての概念となっている。
(注3)ただし、各府県が違反者をどう取り押さえたかなどについては不明。
(注4)道府県から沖縄県と内陸8県を除く。また、岩手県、岡山県は記載がなかった。
(注5)なお、青森県では組合員の製造する加工品の検査を行う組合や漁獲物の加工、販売を行う組合が存在した(小岩(2011))。
(注6)当時、日傭いの男性人夫の1日当たりの賃金が20銭程度だった。
(注7)例えば、愛知県では打瀬網漁業に対する地びき網漁業者の強い反発があった。

<参考文献>

・岩手県(1984)『岩手県漁業史』
・片山房吉(1937)「大日本水産史」農業と水産社
・小岩信竹(2011)「近代における漁業組合の諸相―青森県の事例―」神奈川大学　国際常民文化研究機構　年報第2号123-148
・東京都内湾漁業興亡史編集委員会(1971)「東京都内湾漁業興亡史」東京都内湾漁業興亡史刊行会
・農商務省農務局(1893)「水産業諸組合要領」
・農商務省水産局(1910)「水産ニ関スル施設事項要録」

(たぐち　さつき)